

平成 27 年 7 月 31 日

お客さま 各位

栃木信用金庫

お借入れの対象に「空き家の解体にかかる費用」が追加になります

栃木信用金庫（理事長 伏木 昌人）では、平成 27 年 8 月 3 日（月）から年々増加傾向にある空き家への対応として、「リフォームプラン（リピートプラン含む）」及び「無担保住宅ローン（リピートプラン含む）」のお使いみちとして「空き家の解体費用」を追加いたしますので、お知らせいたします。

当金庫では、お客さまの様々なご期待、ご要望にお応えできるよう、サービスの向上に努めてまいります。

## 記

### 1. 取扱開始日

平成 27 年 8 月 3 日（月）

### 2. 対象商品

- (1) リフォームプラン
- (2) 無担保住宅ローン

### 3. 取扱内容

#### (1) お使いみち（追加分）

- ① 空き家解体費用及びそれに伴う費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）
- ② お申込されるお客さまが①をお使いみちとして、当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金及び借換えに伴う繰上げ返済にかかる手数料

#### 【対象となる空き家の条件】

- ・ 申込人またはその親族が所有する建物であること
- ・ 事業専用で使用していた建物ではないこと

#### (2) ご融資金額

500 万円以内

#### (3) ご融資期間

- ① リフォームプラン：3 ヶ月以上 15 年以内
- ② 無担保住宅ローン：3 ヶ月以上 20 年以内

以上